公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２４号
鳥取県米子市大篠津町1154番地、前住所鳥取県米子市陽田町23番地４　コーポ光陽103号
債務者　本池　　都
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　大智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６８号
佐賀県武雄市北方町大字志久1918番地２
債務者　江頭　秋子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和幸四郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７９１号
神戸市中央区熊内町２丁目４番14―306号
債務者　山本歯研こと　山本　　明
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白子　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９２号
神戸市中央区熊内町２丁目４番14―306号
債務者　山本　春代
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白子　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市豊富町豊富2258番地
債務者　福永きよみ
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６号
高知県長岡郡本山町吉野405番地１
債務者　秋山　　登
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５５号
大阪府岸和田市野田町１丁目15番28―1002号
債務者　藤井　佐枝
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
福岡県遠賀郡芦屋町山鹿31番６―201号　サンパティークⅠ
債務者　串尾　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊塚　允耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目４番３号　越谷レジデンス308号
債務者　大江　一夫
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　香輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町８番７―407号
債務者　河内　成男
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９３号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目６―27　ヴィラスリースター106号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市竹谷町２丁目183番地　リベル904号
債務者　末田　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
愛知県半田市青山６丁目20番地の８　サンライフ青山107号、従前の住所愛知県半田市平地町１丁目201番地
債務者　永谷　直起
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亮次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３４号
名古屋市名東区高社１丁目14番地　メゾン高社205号、従前の住所名古屋市名東区石が根町78番地　本郷パークマンション304号
債務者　永坂美惠子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４号
大阪府和泉市光明台１丁目19番５号
債務者　迫間　豊英
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**徳**山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２５８号
北海道千歳市北斗２丁目７番９号
債務者　結城　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　篤郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
愛知県江南市東野町郷前西34番地
債務者　尾関　孝徳
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部